

### 3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進

#### (1) 読書活動の推進

子どもの発達段階に応じ、読書活動を通じて、多様な考え方や生き方があることを知るとともに、先人たちの様々な経験や知恵に学ぶことにより、知性や感性を高め、豊かな創造力や読解力、思考力、表現力を育みます。

そのため、第二次「子ども読書活動推進計画」（平成 21～25 年度）の進行管理を行うとともに、子ども読書フェスティバル等を通じて子ども読書の重要性を広く普及啓発しながら、すそ野の広い読書運動を展開し、「子ども読書県しまね」の実現を目指します。

小中学校では学校図書館の充実と活性化を図るため、学校司書等の配置支援や司書教諭の養成強化、学校図書館の整備や運営への支援事業を実施します。また、総合的な学習の時間を中心にすべての教科において、調べ学習や課題解決的な学習などによる学校図書館の活用を推進します。

また、県立図書館は、学校図書館に配置される司書ボランティアの研修を実施するとともに、基本となる図書を市町村立図書館に寄託し、近辺の小中学校が共同で利用できるようにします。

#### (ア) 読書習慣の確立

##### ① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書活動推進事業 〈読書フェスティバル等〉 (社会教育課)	「子ども読書県しまね」の実現を目指し、県内の子どもの読書活動を推進します。 (あ) 島根県子ども読書活動推進会議の開催 (い) 子ども読書フェスティバルの開催 など	800

#### (イ) 学校図書館の充実と活用の推進

##### ① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書活動推進事業 〈学校図書館〉 (義務教育課)	学校図書館の機能の充実を図ることにより、小中学校における読書活動や学校図書館を活用した教育を充実させ、豊かな心(感性・情緒)をはぐくみ、確かな学力を身に付けた子どもを育てます。 (あ) 学校司書等配置事業 市町村が行う学校司書等の配置に対する財政的な支援を行い、県内すべての学校図書館が「いつも開いている図書館、誰かいる図書館」となることを目指します。 (い) 司書教諭養成事業 司書教諭の養成を強化するため、県教育委員会が行う司書教諭講習に併せて、放送大学等を利用した資格取得講習にかかわる費用(入学科及び授業料)を補助します。 (う) 学校図書館活用推進事業 モデル地域を指定し、学校図書館を活用した教育を推進し、県内に広く普及することで、学校図書館を活用した教育が多くの学校で展開できるようにします。 (え) 学校図書館パワーアップ事業 教職員が協同して学校図書館の整備を進める推進校(15校)を指定して整備に係る費用を助成	165,797

	<p>し、整備の成果を県内に広く普及することによって、多くの学校で学校図書館の整備が進むようにします。</p> <p>(お) しまね学校図書館活用コンクール 読書活動や、学校図書館活用教育の優れた取り組みを表彰することにより、県全体の子ども読書の推進を図ります。</p> <p>(か) しまね学校図書館活用教育フォーラム フォーラムを開催することにより、学校図書館活用教育に光をそそぎ、全県的な気運を高めていくとともに、県内の学校図書館関係者には研修の場とし、県外の学校図書館関係者には島根の学校図書館について情報発信をすることで、県内の学校図書館現場の活性化を図ります。</p>	
<p>学びの場を支える非常勤講師配置事業(司書教諭サポート事業) (義務教育課)</p>	<p>非常勤講師を配置することで、司書教諭の学校図書館活用教育の充実に取り組む時間が確保される。これにより、学級担任が司書教諭・学校図書館司書等と協働して授業を行い、図書館活用教育の充実を図ります。</p>	16,087
<p>県立高校図書館教育推進事業(高校教育課)</p>	<p>学校司書が未配置の県立高校に学校司書を配置し、調べ学習への関わりによる充実した授業や義務教育から引き続いての図書館教育を実施します。</p> <p>(あ) 県立高校への司書配置 未配置の12校に新規配置</p> <p>(い) 学校司書の研修</p> <p>(う) 学校図書館活用方法調査研究(国委託事業)</p>	29,634
<p>県立図書館機能強化事業(子ども読書活動推進事業) (社会教育課)</p>	<p>県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を実現するため、県立図書館の使命である学校図書館支援機能及び人材養成機能を強化します。</p> <p>(あ) 「学校図書館活用教育図書」整備事業 基本パッケージ(約2,000冊)を、市町村立図書館(11か所)に寄託して、近辺の小中学校で共同利用します。</p> <p>(い) 学校司書等の人材養成研修 学校図書館に配置される司書、ボランティア等の専門性を高めるための専門研修や子ども読書活動を幅広い県民運動として展開するための読書ボランティアを発掘・養成する基礎研修を実施します。</p>	62,284 (P33に再掲)

## ② 学校図書館活用教育

子どもたちの豊かな心をはぐくむための読書活動や、思考力・判断力・表現力等を高めるための学校図書館活用教育の重要性を踏まえ、読書センター及び学習・情報センターとしての機能の充実・活用を図ることが求められます。そのため、平成23年度は、以下の事業を行うことにより、読書活動及び学校図書館活用教育を支援します。

### (あ) 「学校司書等配置事業」

小中学校の学校図書館に学校司書等の配置をする市町村に対し、財政的な支援を行い、県内

すべての学校図書館を「人のいる図書館」にすることを目指します。（県内全小中学校）

(い) 「司書教諭養成事業」

放送大学等を利用して司書教諭資格を取得する教諭に対して、資格取得にかかる入学科・授業料を補助することにより、養成を強化します。

(う) 「学校図書館パワーアップ事業」

推進校を指定し、学校図書館を整備しようとする市町村に対して、一校あたり 50 万円を交付し、その取り組みを支援するとともに、その成果を広く普及します。

(え) 「しまね学校図書館活用コンクール」

読書活動や学校図書館活用教育において、優れた実践を展開している小中学校を表彰し、その取り組みを広く普及することによって、機運の醸成を図ります。

(お) 司書教諭等研修の実施

学校図書館活用教育を推進する際の要となる司書教諭及び学校図書館担当者の研修を実施します。

## (2) 文化活動の活性化

文化は、創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。このため、地域社会の協力も得ながら、文化活動の活性化を図ります。

### (ア) 文化に親しむ機会の確保

#### ① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業(義務教育課)	県内で1校をモデル校に指定し、地域の伝統文化を取り上げ、地域の人々との様々な体験活動を行い、その成果を他地域へ普及することで、地域の伝統に誇りをもち、我が国の伝統文化を尊重する子どもを育成します。	396 (P28 に再掲)
次代を担う子どもの文化芸術体験事業(派遣事業他)(義務教育課)	子どもたちに対し、芸術家による講話や実技披露、ワークショップ等の実技指導などを実施することで、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うとともに、コミュニケーション能力の育成を図ります。	3,070
青少年文化活動推進事業(社会教育課)	○芸術等鑑賞機会の提供 文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた芸術文化に親しむ機会を提供します。 (あ) 次代を担う子どもの文化芸術体験事業 【巡回公演事業】(文化庁事業) (い) 島根県児童演劇巡回公演 (う) 島根県青少年劇場小公演 (え) 島根県青少年音楽鑑賞事業	—

(イ) 地域社会と連携した文化部活動の推進

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
青少年文化活動推進事業 (社会教育課)	青少年文化活動の向上推進 文化活動への参加意欲を喚起するため、教育長による顕彰、知事激励金の授与を行います。	360
	青少年文化活動の普及・振興 島根県高等学校文化連盟が行う事業に対して共催負担金等を交付することにより高校文化活動の振興を図ります。また、高校文化活動に接続する中学校文化活動の充実を図ります。	8,016
	地域・文化団体との連携支援 学校文化部活動に社会人指導者を派遣して、技術力・表現力の向上を図ります。	1,764

(3) ものづくり活動の推進

日々の指導により技術・技能を着実に習得させ、様々な技術検定への合格や資格取得を目指して支援するとともに、「全国産業教育フェア」への参加などを通じて、仲間と協力しながら全国の高校生と切磋琢磨することにより、ものづくりへの意欲を高めながら、技術者としての資質の向上を図り、地域産業を担う人材育成を進めます。

(ア) 小・中学校におけるものづくり活動の推進

① 主な取組

商工労働部が主催する事業に協力し、ものづくり体験教室を実施しています。

専門高校生が小学校や中学校で出前授業を行い、ロボットや電気製品などについて学習し、ものづくり活動を行っています。

ふるさと教育の一環として、地域の伝統工芸に取り組んでいる人との交流を通して、ものづくりに触れるとともに、子ども自らも、ものづくり活動に取り組んでいます。

(イ) 専門高校における人材の育成

専門高校において「ものづくり」は「人づくり」と言われ、人材育成の重要な目標として掲げられています。

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額 (千円)
全国産業教育フェア参加支援 (高校教育課)	専門高校の生徒による学習成果発表の祭典である産業教育フェアへの参加支援により、ものづくり学習に対する興味・関心をさらに高め、専門高校生等の持つ能力をさらに伸ばすための一助とするものです。具体的には次のような取組に支援を行います。 ○ものづくりや人づくりのすばらしさを伝える取組 ○将来のスペシャリストを育成する取組 ○学校・地域・産業界の絆を強める取組	2,780

## 4 互いの人権を尊重する教育の推進

### (1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備

真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、子どもの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、人権教育を推進することが大切です。そのためには、教職員の人権意識を高め、子どもや保護者の意見を大切にされた学校運営を進めます。また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、各学校段階の連携により、長期的な視点から人権教育に取り組むとともに、家庭や地域、関係機関との連携により、総合的な視点から人権教育を推進します。

#### (ア) 人権を尊重した学校づくりの推進

##### ① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
人権・同和教育研究事業 (人権同和教育課)	<p>(あ) 島根県人権・同和教育指定校・園事業 学校・園を研究指定し、訪問指導等を通じて学習教材の開発や指導方法の改善を図り、人権が大切にされる学校づくりに努めます。</p> <p>○平成 22～23 年度 東出雲町立出雲郷小学校 益田市立高津中学校 県立大田高等学校 県立横田高等学校</p> <p>○平成 23～24 年度 浜田市立石見幼稚園 斐川町立出東小学校 隠岐の島町立西郷南中学校</p> <p>(い) 文部科学省人権教育研究指定校事業 文部科学省指定をされた学校に対して訪問指導等を通じて学習教材の開発や指導方法の改善を図り、人権が大切にされる学校づくりに努めます。</p> <p>○平成 22～23 年度 東出雲町立出雲郷小学校 益田市立高津中学校</p> <p>○平成 23～24 年度 斐川町立出東小学校 隠岐の島町立西郷南中学校</p> <p>(う) 県立学校人権・同和教育訪問指導事業 指定した県立学校 14 校を訪問し、各学校における人権・同和教育の充実と教職員の資質の向上を図ります。</p> <p>(え) 高等学校等地域別人権・同和教育研究事業 県内の高等学校を 7 つのブロックに分け、地域の実態に応じた人権・同和教育を推進するための研究協議を行い、高等学校等における人権教育の推進を図ります。</p> <p>(お) 人権教育総合推進地域事業 学校、家庭、地域社会が一体となり、人権教育を推進するための総合的な取組を進めます。</p> <p>○平成 23 年～24 年度 浜田市(第二・三中学校区)</p>	3,455

<p>人権・同和教育推進事業 (人権同和教育課)</p>	<p>(あ) 人権・同和教育「PTA活動」育成事業 PTAにおける研修・実践活動を促進し、園・学校における人権・同和教育の充実とその成果を地域社会に波及していくよう努めます。 ○平成 22～23 年度 東出雲町立出雲郷小学校 P T A 益田市立高津中学校 P T A 県立大田高等学校 P T A 県立横田高等学校 P T A ○平成 23～24 年度 浜田市立石見幼稚園 P T A 斐川町立出東小学校 P T A 隠岐の島町立西郷南中学校 P T A</p>	<p>1, 230</p>
<p>進路保障推進事業 (人権同和教育課)</p>	<p>(あ) 進路保障連絡協議会 同和地区児童生徒をはじめとする特に支援を必要とする児童生徒の進路保障の取組を進めるために、協議や情報交換を通して、推進者等の共通理解を深めます。 (い) 人権・同和教育専任教員配置 4つの県立学校（松江北高校・大社高校・島根中央高校・益田翔陽高校）に人権・同和教育専任教員を配置し、同和地区児童生徒の学力向上をはじめとする進路保障の推進、当該ブロック内の県立学校及び地域の人権・同和教育の充実を図ります。 (う) 同和教育指導員配置 4つの教育事務所（松江・出雲・浜田・益田）に同和教育指導員を配置して、同和地区児童生徒の実態を把握し、その進路を阻む差別をなくす取組を行い、進路保障を進めます。 (え) 進路保障拠点強化事業 同和地区児童生徒に対する進路保障に係る体験的活動や教育相談等を行い、同和地区との信頼関係をより深め、進路保障の充実強化を図ります。</p>	<p>11, 137</p>

(イ) 人権意識を高めるための指導の充実

①主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額 (千円)
<p>教職員人権・同和教育 研修事業 (島根県教育センター)</p>	<p>(あ) 人権・同和教育主任等研修 人権・同和教育主任等を対象に、人権・同和教育推進に関する実践的な研修を通じて、主任としての立場や役割に対する自覚と認識を深めます。 (い) 人権・同和教育講座 教職員を対象として、人権・同和教育についての基本的</p>	<p>135</p>

	<p>な考え方や指導方法についての研修を行い、指導者としての社会的立場の自覚を深めます。</p> <p>(う) 幼稚園人権・同和教育講座</p> <p>幼稚園教職員を対象として、人権・同和問題に関する正しい理解と認識を深め、人権・同和教育の指導者としての資質及び指導力の向上を図ります。</p>	
<p>地区内学習推進事業 (人権同和教育課)</p>	<p>(あ) 人権・同和教育促進講座</p> <p>地区内学習グループ代表者、リーダー、及び地域学習リーダーの資質を高め、地区内外の交流活動の推進を図ります。</p>	396
<p>人権啓発指導者養成事業 (人権啓発推進センター)</p>	<p>(あ) 社会人権・同和教育指導者基礎講座</p> <p>全市町村の新任担当者と指導者を対象に研修を行い、資質と実践力を高めます。</p> <p>(い) 社会人権・同和教育指導者専門講座</p> <p>全市町村の指導者を対象に研修を行い、指導者としての資質と実践力を高めます。</p> <p>(う) 人権・同和教育地域中核指導者養成講座</p> <p>各市町村より推薦された指導者を対象に、地域中核指導者としての研修を行い、地域における幅広い講座、研修、学習会等に対応できる指導者の養成を図ります。</p> <p>(え) 人権・同和教育地域中核指導者連絡協議会</p> <p>地域中核指導者養成講座の修了者、各市町村より推薦された指導者を対象に、同和問題に関する系統的、体系的な学習を深め、地域中核指導者としての資質の向上をめざします。</p> <p>(お) 公民館長等人権・同和教育研修</p> <p>公民館長等を対象に、社会教育推進の指導者としての資質を高め、実践力の向上を図ります。</p> <p>(か) 人権・同和問題を考える女性の集い</p> <p>女性団体の代表者を対象として、人権・同和問題を女性の立場で正しく理解し、問題解決への力量と実践力を高め、人権・同和教育の地域への浸透を図ります。</p> <p>(き) 同和問題青年団体研修</p> <p>青年団体の代表者を対象として、同和問題の理解を深め、問題解決への力量と実践力の育成を図ります。</p>	(1, 962)

※ 人権教育推進の基盤づくり

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
人権・同和教育行政推進事業	(あ) 島根県人権同和教育推進協議会 本県における人権・同和教育推進上の諸問題について協	2, 290

(人権同和教育課)	<p>議し、人権・同和教育の充実を図ります。</p> <p>(い) 教育庁人権同和教育推進会議 県教育委員会の関係各課が連絡、協調して、人権・同和教育の推進を図ります。</p> <p>(う) 人権教育指導資料作成事業 人権教育推進のための指導資料を作成し、学校教育、社会教育における人権教育の充実を図ります。</p> <p>(え) 同和問題に関する調査研究事業 「同和問題に関する調査活用事業」において収集済みの史資料について、分類・整理、解読等を行います。</p>	
<p>人権・同和教育推進事業 (人権同和教育課)</p>	<p>(あ) 人権・同和教育地域推進ネットワーク事業連絡協議会 地域別に、行政、学校、関係機関・団体、企業等の人権・同和教育推進組織が連携を図り、地域ぐるみで取り組む教育・啓発活動のあり方について協議を行い、地域における総合的な推進体制の確立を図ります。</p> <p>(い) 人権・同和問題を考える県民のつどい 人権・同和教育地域推進ネットワーク事業等の成果を踏まえて、実践活動の発表、講演、一人芝居、教育・啓発展等を行い、全県民の意識を高めます。</p> <p>(う) 人権・同和教育研究促進事業 県と市町村、同和教育推進組織が連携して、全県的な活動の一層の促進に努めます。</p>	1,828
<p>社会人権・同和教育市町村訪問 (人権啓発推進センター)</p>	<p>(あ) 社会人権・同和教育市町村訪問 社会人権・同和教育及び人権啓発の推進に向けて、市町村と県が連携して諸課題とその解決の在り方について協議します。</p>	-

## 5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進

### (1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実

学校・家庭・地域を取り巻く諸問題を解決するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

学校と地域との連携協力関係を構築していくために、地域をあげて学校を支援する気運を醸成する取組を進める一方、地域そのものが地域の課題を掘り下げ、解決していく「地域力」を高めていくことができるように、地域に根ざした住民自治活動の振興やその中核となる公民館の機能強化を支援していきます。

また、学校においても、ふるさとへの愛着と誇りをもち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を県内すべての公立小中学校で、学校と地域の連携協力により実施します。

さらに、家庭教育支援として、放課後や休日に年齢の異なる子どもが群れて遊んだり、体験・交流ができたりする場を確保するため、地域が総がかりとなって子どもの居場所づくりをしていく取組を進めます。